

<p><b>国家外汇管理局上海市分局关于印发《中国（上海）自由贸易试验区资本项目收入结汇支付便利化试点实施细则》的通知</b></p> <p style="text-align: center;"><b>上海汇发〔2019〕7号</b></p> <p>上海市各外汇指定银行：</p> <p>为进一步深化外汇管理改革，服务上海实体经济发展，促进投融资便利化，切实支持中国（上海）自由贸易试验区建设，根据《国家外汇管理局关于在辽宁等地区开展资本项目收入结汇支付便利化试点的批复》（汇复〔2018〕37号），我分局制定了《中国（上海）自由贸易试验区资本项目收入结汇支付便利化试点实施细则》，现印发各行，请遵照执行。</p> <p>特此通知。</p> <p>附件： 1. 中国（上海）自由贸易试验区资本项目收入结汇支付便利化试点实施细则 2. 资本项目收入结汇支付便利化试点业务月报表</p> <p style="text-align: right;">国家外汇管理局上海市分局 2019年1月16日</p> <p>附件1： <b>中国（上海）自由贸易试验区资本项目收入结汇支付便利化试点实施细则</b></p> <p>第一条 为持续深化外汇管理改革，服务上海实体经济发展，促进投融资便利化，进一步支持中国（上海）自由贸易试验区（以下简称“上海自贸区”）建设，根据《国家外汇管理局关于在辽宁等地区开展资本项目收入结汇支付便利化试点的批复》（汇复〔2018〕37号）等相关规定，制定本实施细则。</p> <p>第二条 本细则所称“资本项目收入结汇支付便利化试点”（以下简称“试点业务”），是指试点企业办理资本项目收入结汇支付时，凭《资本项目外汇账户资金支付命令函》</p>	<p><b>国家外貨管理局上海市分局： 《中国（上海）自由貿易試験区の資本項目収入人民幣転支払利便化試行実施細則》 印刷・公布に関する通知 上海匯發〔2019〕7号</b></p> <p>上海市各外貨指定銀行：</p> <p>外貨管理改革をさらに深化させ、上海の实体经济の発展に奉仕し、投融资利便化を促進し、中国（上海）自由貿易試験区の建設を適切に支援するため、《国家外貨管理局：遼寧などの地区における資本項目収入人民幣転支払利便化試行の実施に関する批准回答》（匯復〔2018〕37号）に基づき、当分局は、《中国（上海）自由貿易試験区の資本項目収入人民幣転支払利便化試行実施細則》を制定しており、ここに各銀行宛に印刷・公布するため、真摯に執行されたい。特にここに通知する。</p> <p>付属文書： 1. 中国（上海）自由貿易試験区の資本項目収入人民幣転支払利便化試行実施細則 2. 資本項目収入人民幣転支払利便化試行業務月次報告表（仮訳省略）</p> <p style="text-align: right;">国家外貨管理局上海市分局 2019年1月16日</p> <p>付属文書1： <b>中国（上海）自由貿易試験区の資本項目収入人民幣転支払利便化試行実施細則</b></p> <p>第一条 外貨管理改革の深化を継続し、上海の实体经济の発展に奉仕し、投融资利便化を促進し、中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自貿区」）の建設をさらに支援するため、《国家外貨管理局：遼寧などの地区における資本項目収入人民幣転支払利便化試行の実施に関する批准回答》（匯復〔2018〕37号）などの関連規定に基づき、本実施細則を制定する。</p> <p>第二条 本細則でいう「資本項目収入人民幣転支払利便化試行」（以下「試行業務」）とは、試行企業が資本項目収入の人民幣転・支払を行う際、《資本項目外貨口座資</p>
---	--

即可直接在银行办理，无需事前、逐笔提交交易真实性证明材料。办理银行对试点企业资金使用的真实性审核由事前转移为事申事后。

第三条 本细则所称“试点企业”，是指注册在上海自贸区内，且近两年无外汇行政处罚记录、货物贸易分类结果（如有）为A类的非金融企业（房地产企业、政府融资平台除外）。

第四条 本细则所称“资本项目收入”，包括外商投资企业资本金、境内企业借入的外债资金、境内企业境外上市调回资金等境内机构合法取得的资本项目外汇收入。

第五条 试点企业应选择上海市内已开通资本项目信息系统的银行办理试点业务。

第六条 国家外汇管理局上海市分局（以下简称外汇局）对试点企业试点业务实施宏观审慎管理。试点企业在资本项目收入发生额×宏观审慎系数范围内享受资本项目收入结汇支付便利化政策。宏观审慎系数暂定为1，外汇局可以根据外汇收支形势适时调节宏观审慎系数。

宏观审慎系数小于1时，对试点企业资本项目收入不享受结汇支付审核便利化的部分，按照现行资本项目结汇及支付管理政策执行。

第七条 试点企业应如实向经办银行填报资金用途，试点业务资金的使用应遵循合规、真实、自用原则，并符合资本项目收入资金境内使用负面清单要求。

试点企业应留存近五年试点业务的相关真实性与合规性证明材料，以备银行和外汇局事后核查。

金支払指図書」に基づき直接銀行において取り扱うことが可能であり、取引の真実性証明資料の事前・一件毎の提出が不要であることを指す。取扱銀行による試行企業の資金使用に対する真実性審査を事前から期中・事後に変更する。

第三条 本細則でいう「試行企業」とは、上海自貿区内に登録、かつ直近2年に外貨行政処罰の記録がない・貨物貿易分類の結果が（あれば）A類である非金融企業（不動産企業・政府融資プラットフォームを除く）を指す。

第四条 本細則でいう「資本項目収入」には、外商投資企業の資本金・国内企業が借り入れた外債資金・国内企業の国外上場による調達資金などの国内機構が合法的に取得した資本項目外貨収入を含む。

第五条 試行企業は、上海市内で資本項目情報収集システムを開通済みの銀行を選択して試行業務を行わなければならない。

第六条 国家外貨管理局上海市分局（以下「外管局」）は、試行企業の試行業務に対してマクロプルーデンス管理を実施する。試行企業は、資本項目収入の発生額×マクロプルーデンス係数の範囲内で資本項目収入人民元転支払利便化政策を享受する。マクロプルーデンス係数は暫定1とし、外管局は外貨収支の情勢に応じて適時マクロプルーデンス係数を調節することができる。

マクロプルーデンス係数が1を下回る場合、試行企業の資本項目収入の人民元転支払審査利便化を享受しない部分について、現行の資本項目人民元転および支払管理政策に基づき執行する。

第七条 試行企業は、事実通りに取扱銀行に資金使途を報告しなければならない。試行業務の資金の使用はコンプライアンスに準拠・真実・自社使用との原則を遵守し、併せて資本項目収入資金の国内使用ネガティブリストの要求に合致していなければならない。

試行企業は、直近5年の試行業務の真実性およびコンプライアンス性に関わる証明資料を保管して、銀行および外管局の事後検査に備えなければならない。

第八条 銀行辦理試點業務遵循行業自律準則，進行盡職審查，審核試點企業資質和資金用途是否真實、合規，並按一定比例對試點企業進行事後抽查。銀行應主動報告企業的異常或可疑情況，配合外匯局監督檢查和調查。

第九條 外匯局對上海自貿區試點業務實施監督管理，對試點銀行盡職審查程序和試點企業資本項目收入結匯支付的真實、合規性進行事後檢查，發現試點銀行或企業存在違規的，停止其參與試點業務，並依法查處。

第十條 充分發揮上海市銀行外匯及跨境人民幣業務自律機制（以下簡稱“銀行自律機制”）作用，銀行開展試點業務前，應向銀行自律機制報送試點業務操作規程，由銀行自律機制進行展業機制評估。

第十一條 試點銀行為試點企業辦理結匯業務時應在資本項目信息系統中的“結匯詳細用途”中加注“便利化試點”；在辦理境內支付業務時，應在交易附言中加注“便利化試點”。

第十二條 試點銀行應及時彙總試點業務辦理情況，並於每月前5個工作日向外匯局報送《資本項目收入結匯支付便利化試點業務月報表》。

第十三條 其他未明確事項，參照現行資本項目結匯及支付管理政策執行。

第十四條 本細則自發布之日起實施。

第八條 銀行が試行業務を取り扱う場合、業界自律準則を遵守し、デューデリジェンス審査を行い、試行企業の資質および資金使途が真実・コンプライアンスに準拠しているか否かを審査し、併せて一定の比率に基づき試行企業に対して事後抽出検査を行う。銀行は、企業の異常あるいは疑わしい状況を自主的に報告し、外管局の監督検査および調査に協力しなければならない。

第九條 外管局は、上海自貿区の試行業務に対して監督管理を実施し、試行銀行のデューデリジェンス審査の手順および試行企業の資本項目収入人民元転支払の真実・コンプライアンス性に対して事後検査を行い、試行銀行あるいは企業に規定違反があることを発見した場合、その試行業務への参加を停止し、併せて法に基づき調査処分する。

第十條 上海市銀行外貨およびクロスボーダー人民元業務自律機構（以下「銀行自律機構」）の役割を十分に発揮させるため、銀行は試行業務の実施前に、銀行自律機構に試行業務オペレーション規程を送信・報告しなければならない。銀行自律機構が業務実施メカニズム評価を行う。

第十一條 試行銀行が試行企業のために人民元転業務を取り扱う場合、資本項目情報システムの「人民元転の詳細な使途」に「便利化試行」と注釈を付けなければならない；国内支払業務を取り扱う場合、取引付記に「便利化試行」と注釈を付けなければならない。

第十二條 試行銀行は、試行業務の取扱状況を適時総括し、併せて毎月5営業日までに外管局に《資本項目収入人民元転支払便利化試行業務月次報告表》を送信・報告しなければならない。

第十三條 その他不明瞭な事項は、現行の資本項目人民元転および支払管理政策を参照のうえ執行する。

第十四條 本細則は、公布日より実施する。